

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人こころ 小規模特別養護老人ホームこころ のだの里

【利用契約】

第1条 契約の目的

- 1 当施設は老人福祉法第二条、第三十三条等の関係法令及びこの契約書に従い、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。
- 2 当施設は、サービス提供にあたって、契約者の要介護状態区分及び契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。
- 3 契約者は、当施設からサービスの提供を受けたときは、当施設に対し別紙「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

第2条 契約期間

- 1 契約者は、第12条から第15条に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用できるものとします。また家族代表者に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。

第3条 運営規程の概要

- 1 当施設の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条 家族代表者

- 1 家族代表者とは、契約者と交渉程度が最も密な者を指し、事業者は契約者の状況を家族代表者に伝えることとします。家族代表者以外の親族などから契約者についての状況ならび事業者への要望等については、家族代表者を通じ事業者に連絡することとします。その家族代表者は以下の責務があります。
 - ① 家族代表者は、契約者の身上に関する必要な措置をとること。
 - ② 家族代表者は、契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、必要な手続等に協力すること。
 - ③ 家族代表者は、契約終了の場合、当施設者と連携して適切な受入先の確保に努めること。
 - ④ 家族代表者は、契約者が死亡した場合の遺体及び遺留品金品の引受、その他必要な措置をとること。
 - ⑤ 家族代表者は、契約者が心身等の疾病等の理由により支払行為が困難な場合には、代わりに利用料等の支払いを行うこと。

第5条 代理人

- 1 契約者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

- 2 契約者の代理人選任に際して必要がある場合は、当施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第6条 連帯保証人

- 1 契約者には1名以上の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は、契約者又は家族代表者が支払う利用料金等について、連帯してその責めを負うものとします。

第7条 サービス計画の作成・変更

- 1 当施設は、契約者のための「施設サービス計画書」を作成する「施設サービス計画書作成者（以下「介護支援専門員」という。）が、本条項に定める職務を、誠意をもって遂行するよう責任をもって指導します。
- 2 介護支援専門員は、契約者の入居前後に「施設サービス計画書」の作成に着手します。
- 3 介護支援専門員は、契約者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、契約者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、施設の従業員と協議のうえ、施設サービス計画案を作成します。
- 4 介護支援専門員は「施設サービス計画」の作成後においても、施設の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じて施設サービス計画書変更案を作成します。
- 5 契約者は、介護支援専門員に対し、いつでも「施設サービス計画書」の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で計画の実施状況を把握し、できる限り契約者の希望に添うように「施設サービス計画」を変更します。
- 6 介護支援専門員は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、その内容を契約者及び家族代表者に対し、説明し同意を得ます。

第8条 サービス提供と内容の記録及び保管

- 1 当施設は「重要事項説明書」に記載した施設が提供するサービスのうち、入居後作成する「施設サービス計画書」に沿ってサービスを提供します。
- 2 当施設は、サービスの提供記録を契約終了後5年間保管し、契約者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。但し、家族代表者又は代理人に対しては、契約者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第9条 サービス利用料金の支払い及び領収証

- 1 契約者は、当施設に対し本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び契約者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、契約者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに送付し、契約者は当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、契約者から利用料金の支払いを受けたときは、契約者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

第10条 緊急時の対応

- 1 契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、当施設は速やかに嘱託医又は協力医療機関等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- 2 入居中に契約者の心身状態が急変した場合、当施設は契約者及び家族代表者に対し、緊急に連絡します。(家族代表者と連絡が取れない場合、医師、看護職員の判断にて病院への受診、救急搬送をさせていただく場合があります)

第11条 入院期間中の取扱い

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、30日以内に退院すれば、退院後、直ちに再入所できるものとします。
- 2 契約者が入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、契約者及び家族代表者の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も優先的に再入所できるようにします。
- 3 前項の場合において、入院中の当施設の費用については別紙「重要事項説明書」に記載した額とし、契約者はその費用の額をもとに月ごとに算定された利用料金を当施設に支払うものとします。

第12条 利用料金の変更

- 1 介護給付費体系等の変更があった場合、施設は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 サービス利用料金（負担限度額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当施設は契約者に対して、変更を行う日の前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第13条 利用者負担金の滞納

- 1 契約者が正当な理由なく利用者負担金を合算して3か月分以上滞納した場合には、当施設は文書により10日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 当施設は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 3 当施設は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第14条 契約の終了事由

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用することができます。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 当施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本施設を閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

- ⑤ 当契約に定めるところに基づき、本契約が解約又は解除された場合

第15条 契約者からの中途解約等

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに当施設に通知するものとします。
- 2 契約者が第1項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、当施設は契約者又は家族代表者に解約の意思を確認するものとし、その意思を表明した場合、その日をもって本契約は解約されたものとします。
- 3 具体的な解約事項等については、別紙重要事項説明書に記載したとおりとします。

第16条 当施設からの契約解除

- 1 当施設は、契約者又は家族代表者が、別紙重要事項説明書に記載した事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

第17条 契約の終了に伴う援助

- 1 本契約が終了し、契約者が当施設を退所する場合には、契約者又は家族代表者の希望により、当施設は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を契約者又は家族代表者に対して速やかに行うものとします。
- 2 具体的な援助事項等については、別紙重要事項説明書に記載したとおりとします。

第18条 地域連携

- 1 当施設は、契約者、家族代表者、地域住民の代表者、当該施設が所在する市町村の職員及び当該施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を設置し、サービスの提供状況等を報告することで評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受ける機会を設けます。
- 2 当施設は、地域住民又はその自発的活動等との連携及び地域との交流に努めます。

第19条 秘密の保持と個人情報の保護について

- 1 当施設は、施設サービスを提供する上で知り得た契約者又は家族代表者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 当施設は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 当施設は、本契約で定める契約者の円滑な退所のための援助を行うために契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得ます。
- 4 契約者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は当施設が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。なお、契約者のご家族の個人情報についても同様です。

第20条 身体的拘束その他行動制限

- 1 当施設は、契約者又は他の契約者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により契約者の行動を制限しません。

- 2 当施設が、前項により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合、当施設は事前、又は、事後速やかに契約者又は家族代表者、代理人等に対し十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

第21条 高齢者虐待防止

- 1 当施設では、全職員を挙げて虐待防止に取り組みます。

第22条 苦情処理

- 1 当施設は、契約者及び家族代表者からの施設サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 契約者及び家族代表者は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望または苦情等について、生活相談員に申し出ることができます。また備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第23条 賠償責任

- 1 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに金沢市及び関係各機関並びに契約者又は家族代表者、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当施設は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

第24条 裁判管轄

- 1 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、金沢地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第25条 契約外事項

- 1 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、契約者又は家族代表者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。